

コンプライアンス規程

第一条（目的）

本規定は、当連盟におけるコンプライアンスに関する体制、行動規範を定めることを目的とする。

第二条（定義）コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守を言う。

第三条（適用範囲）

本規定は、当連盟の役員、選手に適用する。

第四条（推進体制）

1. 理事会は、本規程の実施・運営の為「コンプライアンス委員会」を設置し、その責任者を任命する。

2. 本規程の運営事務局は、ガバナンス/コンプライアンス委員会とする。

第五条（内部通報制度）

1. 内部通報制度の運営の為「コンプライアンス相談窓口」を事務局に設置する。

2. 法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、または、その疑いがあるという情報に接した役員、選手がその情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することが出来る内部通報制度を構築する。

3. 内部通報制度を通じてリスク・コンプライアンス情報を受けとったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。

4. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。

5. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・選手に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わない

第六条（行動規範）

1. 業務の遂行

① 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的行動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。

② 自らの成果領域と責任権限に基づき、自己研鑽に務めること。

③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任を持って行動するように努めること。

④ 安全で快適な競技環境を実現する。

⑤ 暴力団排除に務めること。

2. 情報の管理

① 誠意を持って、情報の収集に努める。

- ② 個人情報に関する取扱いは、別途定める「個人情報保護規程」によるものとする。

3. 情報、連盟財産の尊重

- ① 連盟情報をむやみに開示漏洩しないこと
- ② 個人情報を保護し、その収集、利用、管理に当たっては適正な方法で行うこと。
- ③ 連盟財産を私的に流用しないこと。

4. 広報活動

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 新聞、雑誌、テレビ等の報道関係と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の連盟手続きを得ること。
- ③ 社会に対し、連盟の知名度向上をはかり、また、連盟に対する人々の好意と信頼を獲得し、健全な連盟発展普及のための環境づくりを行うこと。
- ④ 他者を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑤ 政治、宗教等については、広告表現の対象とせず、また、人種差別、障がい者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第七条（懲戒処分）

法令又は、連盟規程違反をおこなった役員、選手に対しては連盟規則に従い、懲戒処分に付す。

第8条（教育研修）

当連盟は、役員、選手に対して法令順守に関する教育・研修を計画的に実施する。

第九条（改廃）

本規定の改廃は、コンプライアンス委員会で事前に協議したうえで、理事会の承認を得て、効力を発するものとする。

第十条（施行）

本規定は、令和4年7月24日から施行する。（7/24 理事会開催予定）